

## 第4【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	6,000,000,000
計	6,000,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数（株） (平成22年3月31日)	提出日現在 発行数（株） (平成22年6月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,373,647,813	3,373,647,813	東京、大阪、名古屋、 福岡、札幌各証券取引所 〔東京、大阪、名古屋は 市場第一部〕	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式であり、単元株式数は 1,000株である。(注)
計	3,373,647,813	3,373,647,813	—	—

(注) 「1 株式等の状況」における「普通株式」は、上表に記載の内容の株式をいう。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

当社は、ストックオプションの付与を目的として取締役及び執行役員に対して新株予約権を発行している。

当該新株予約権の内容は次のとおりである。

①改正前商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に従い、平成17年6月28日開催の定時株主総会の特別決議に基づき、平成17年7月29日開催の当社取締役会においてその具体的な内容を決議し、平成17年8月11日に発行した新株予約権の内容

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	93個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	93,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	294円(注1)	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成23年6月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 294円 資本組入額 147円	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。

なお、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものとする。

(1) 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

2. (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

- (2) 新株予約権の割当てを受けた対象者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役又は執行役員の地位を失った後も、これを行使することができるものとする。

また、新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。

- (3) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、当社取締役会の承認ある場合を除き、これを認めないものとする。

- (4) その他の条件については、平成17年6月28日開催の定時株主総会の特別決議及び平成17年7月29日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

②会社法第238条第1項及び第2項並びに第240条第1項の規定に従い、平成18年7月31日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成18年8月17日に発行した新株予約権の内容

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	562個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	562,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成18年8月18日から 平成48年6月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注1)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)	同左

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権行使できるものとする。

①新株予約権者が平成43年6月28日に至るまでに権利行使開始日を迎えた場合

平成43年6月29日から平成48年6月28日まで

②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権行使することができないものとする。

(4) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。

(6) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、当社取締役会の承認のある場合を除き、これを認めないものとする。

(7) その他の条件については、平成18年6月28日開催の定時株主総会決議及び平成18年7月31日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

## 2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数は、残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、残存新株予約権に定められた事項に準じて決定する。

(4) 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権行使することができる期間は、上記表中「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいづれか遅い日から、上記表中「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、残存新株予約権に定められた事項に準じて決定する。

(7) 謙渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項は、残存新株予約権に定められた事項に準じて決定する。

(9) 他の新株予約権の行使の条件は、上記（注1）に準じて決定する。

③会社法第238条第1項及び第2項並びに第240条第1項の規定に従い、平成19年7月31日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成19年8月16日に発行した新株予約権の内容

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	356個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	356,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年8月17日から 平成49年8月16日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注1)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するとき は当社取締役会の承認を要 するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)	同左

#### (注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成44年8月16日に至るまでに権利行使開始日を迎えた場合

平成44年8月17日から平成49年8月16日まで

②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

- (4) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。

- (6) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、当社取締役会の承認のある場合を除き、これを認めないものとする。

- (7) その他の条件については、平成19年6月27日開催の定時株主総会決議及び平成19年7月31日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

#### 2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

前記②の（注2）と同じ。

④会社法第238条第1項及び第2項並びに第240条第1項の規定に従い、平成20年7月31日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成20年8月18日に発行した新株予約権の内容

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	788個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	788,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年8月19日から 平成50年8月18日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注1)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するとき は当社取締役会の承認を要 するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)	同左

#### (注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成45年8月18日に至るまでに権利行使開始日を迎えた場合

平成45年8月19日から平成50年8月18日まで

②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

- (4) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。

- (6) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、当社取締役会の承認のある場合を除き、これを認めないものとする。

- (7) その他の条件については、平成19年6月27日開催の定時株主総会決議及び平成20年7月31日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

#### 2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

前記②の（注2）と同じ。

⑤会社法第238条第1項及び第2項並びに第240条第1項の規定に従い、平成21年2月5日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成21年2月20日に発行した新株予約権の内容

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	46個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	46,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年2月21日から 平成51年2月20日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注1)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)	同左

#### (注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成46年2月20日に至るまでに権利行使開始日を迎えた場合

平成46年2月21日から平成51年2月20日まで

②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

- (4) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。

- (6) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、当社取締役会の承認のある場合を除き、これを認めないものとする。

- (7) その他の条件については、平成19年6月27日開催の定時株主総会決議及び平成21年2月5日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

#### 2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

前記②の（注2）と同じ。

⑥会社法第238条第1項及び第2項並びに第240条第1項の規定に従い、平成21年7月31日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成21年8月17日に発行した新株予約権の内容

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	1,109個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,109,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月18日から 平成51年8月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注1)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)	同左

#### (注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成46年8月17日に至るまでに権利行使開始日を迎えた場合

平成46年8月18日から平成51年8月17日まで

②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

- (4) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

- (5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。

- (6) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、当社取締役会の承認のある場合を除き、これを認めないものとする。

- (7) その他の条件については、平成19年6月27日開催の定時株主総会決議及び平成21年7月31日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

#### 2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

前記②の（注2）と同じ。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はない。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成13年4月1日～ 平成14年3月31日	620	3,373,647	153,808	265,608,781	153,187	203,536,197

(注) 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間の増加分は転換社債の株式転換による。

なお、平成14年4月1日以降、発行済株式総数、資本金及び資本準備金に変動はない。

(6) 【所有者別状況】

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	2	263	146	2,973	585	142	364,651	368,762	
所有株式数 (単元)	443	1,093,922	51,893	325,166	655,438	631	1,235,791	3,363,284	
所有株式数 の割合(%)	0.01	32.53	1.54	9.67	19.49	0.02	36.74	100.00	

(注) 1. 自己株式は17,317,765株であり、「個人その他」の欄に17,317単元及び「単元未満株式の状況」の欄に765株を含めて記載している。

2. 「その他の法人」の欄には、株式保証券保管振替機構名義の株式が31単元含まれている。

## (7) 【大株主の状況】

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社信託口	東京都中央区晴海一丁目8番11号	155,104	4.60
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社信託口	東京都港区浜松町二丁目11番3号	132,051	3.91
野村信託銀行株式会社退職給付信託 三菱東京UFJ銀行口	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	125,666	3.72
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信 託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	80,022	2.37
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	50,400	1.49
野村信託銀行株式会社退職給付信託 三菱UFJ信託銀行口	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	45,934	1.36
オーディー 05 オムニバス チャ イナ トリー 808150 (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	38,875	1.15
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社信託口9	東京都中央区晴海一丁目8番11号	38,070	1.13
三菱重工持株会	東京都港区港南二丁目16番5号	31,683	0.94
JFEスチール株式会社	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号	28,056	0.83
計	—	725,863	21.52

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 17,317,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 262,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,345,705,000	3,345,705	—
単元未満株式	普通株式 10,363,813	—	—
発行済株式総数	3,373,647,813	—	—
総株主の議決権	—	3,345,705	—

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株証券保管振替機構名義の株式が31,000株(議決権31個)含まれている。
2. 株主名簿上当社が発行済株式総数の4分の1を超えて所有している会社名義となっているが実質的には当該会社が所有していない株式が3,141株あり、「完全議決権株式(その他)」欄に3,000株(議決権3個)及び「単元未満株式」欄に141株を含めて記載している。
3. 「単元未満株式」欄には以下の自己株式及び相互保有株式が含まれている。

当社所有	765株
日本建設工業㈱	765株
㈱東北機械製作所	500株

## ②【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する所有株式 数の割合 (%)
(自己保有株式) 三菱重工業㈱	東京都港区港南二丁目16番5号	17,317,000	0	17,317,000	0.51
(相互保有株式) 日本建設工業㈱	東京都中央区月島四丁目12番5号	72,000	0	72,000	0.00
㈱東北機械製作所	秋田市茨島一丁目2番3号	2,000	0	2,000	0.00
㈱菱友システムズ	東京都港区高輪二丁目19番13号	40,000	0	40,000	0.00
㈱寺田鐵工所	広島県福山市新浜町二丁目4番16号	20,000	0	20,000	0.00
長菱ハイテック㈱	長崎県諫早市貝津町2165番地	3,000	0	3,000	0.00
神戸発動機㈱	兵庫県明石市二見町南二見1番地	125,000	0	125,000	0.00
計	—	17,579,000	0	17,579,000	0.52

(注) 株主名簿上当社が発行済株式総数の4分の1を超えて所有している会社名義となっているが実質的には当該会社が所有していない株式が3,141株あり、上記①の「発行済株式」の「完全議決権株式（その他）」欄に3,000株（議決権3個）及び「単元未満株式」欄に141株を含めて記載している。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、取締役及び執行役員に対して新株予約権証券を付与する決議を行っている。当該決議に係るストックオプション制度の内容は次のとおりである。

①平成17年6月28日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

決議年月日	平成17年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役15名及び執行役員11名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

②平成18年7月31日開催の当社取締役会において決議されたストックオプション制度

決議年月日	平成18年7月31日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役15名及び執行役員10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

③平成19年7月31日開催の当社取締役会において決議されたストックオプション制度

決議年月日	平成19年7月31日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役14名及び執行役員16名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

④平成20年7月31日開催の当社取締役会において決議されたストックオプション制度

決議年月日	平成20年7月31日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役16名及び執行役員17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

⑤平成21年2月5日開催の当社取締役会において決議されたストックオプション制度

決議年月日	平成21年2月5日
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

⑥平成21年7月31日開催の当社取締役会において決議されたストックオプション制度

決議年月日	平成21年7月31日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役16名及び執行役員17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項なし。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項なし。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式	61,401	21,157,327
当期間における取得自己株式	9,839	3,755,125

(注) 「当期間における取得自己株式」には平成22年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる取得自己株式は含まれていない。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（単元未満株式の買増請求、 新株予約権の行使に伴う処分）	134,588	38,998,389	850	246,415
保有自己株式数	17,317,765	—	17,326,754	—

(注) 当期間における「その他（単元未満株式の買増請求、新株予約権の行使に伴う処分）」及び「保有自己株式数」には平成22年6月1日から有価証券報告書提出日までの変動は反映していない。

### 3 【配当政策】

当社は、利益水準や、企業体質の一層の強化及び今後の事業展開のための内部留保を総合的に勘案した上で、配当については株主の期待にこたえるように努めてきた。

当社は、定款の定めにより、毎年9月30日を基準日とする中間配当金及び毎年3月31日を基準日とする期末配当金の年2回の剰余金の配当を行っており、これらの剰余金の配当を決定する機関は、中間配当金については取締役会、期末配当金については株主総会としている。

当事業年度に係る剰余金の配当については、上記の方針に基づき、期末配当金を1株につき2円とし、平成21年12月に支払った中間配当金（1株につき2円）と合わせ、1株当たり4円としている。

また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めている。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は、次のとおりである。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成21年10月30日 取締役会決議	6,712	2.0
平成22年6月24日 定時株主総会決議	6,712	2.0

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
最高（円）	567	776	897	595	416
最低（円）	269	448	384	270	274

（注） 株価は、(株)東京証券取引所（市場第一部）の市場相場である。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年10月	平成21年11月	平成21年12月	平成22年1月	平成22年2月	平成22年3月
最高（円）	341	318	333	355	338	390
最低（円）	323	274	288	316	313	332

（注） 株価は、(株)東京証券取引所（市場第一部）の市場相場である。

## 5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役会長 (代表取締役)		佃 和夫	昭和18年9月1日生	昭和43年4月 平成7年12月 同 11年4月 同 11年6月 同 12年4月 同 14年4月 同 14年10月 同 15年6月 同 20年4月 同 20年6月	当社入社 当社高砂製作所副所長 当社名古屋機器製作所長 当社取締役、名古屋機器製作所長 当社取締役、産業機器事業部長 当社常務取締役、海外戦略本部長 兼産業機器事業部長 当社常務取締役、海外戦略本部長 当社取締役社長 当社取締役会長(現職) 三菱商事株式会社取締役兼務(現職)	(注) 3	135
取締役社長 (代表取締役)		大宮 英明	昭和21年7月25日生	昭和44年6月 平成11年6月 同 13年4月 同 14年4月 同 14年6月 同 15年4月 同 17年6月 同 19年4月 同 20年4月	当社入社 当社名古屋航空宇宙システム製作 所副所長 当社産業機器事業部副事業部長 当社冷熱事業本部副事業本部長 当社取締役、冷熱事業本部副事業 本部長 当社取締役、冷熱事業本部長 当社取締役、常務執行役員、冷熱 事業本部長 当社取締役、副社長執行役員 当社取締役社長(現職)	(注) 3	78
取締役 副社長 執行役員 (代表取締役)	取締役社長 補佐、もの づくり革新 推進担当、 エネルギー・環境事 業に関する 事項、その 他社長特命 事項担当	福江 一郎	昭和21年10月28日生	昭和46年4月 平成10年6月 同 13年4月 同 14年6月 同 16年4月 同 17年4月 同 17年6月 同 20年4月	当社入社 当社高砂製作所副所長 当社高砂製作所長 当社取締役、高砂製作所長 当社取締役、原動機事業本部副事 業本部長 当社常務取締役、原動機事業本部 長 当社取締役、常務執行役員、原動 機事業本部長 当社取締役、副社長執行役員(現 職)	(注) 3	115
取締役 副社長 執行役員 (代表取締役)	取締役社長 補佐、社長 室長、その 他社長特命 事項担当	菅 宏	昭和21年12月6日生	昭和44年7月 平成11年4月 同 14年4月 同 15年6月 同 17年4月 同 17年6月 同 21年4月	当社入社 当社資金部長 当社経理部長 当社取締役、経理部長 当社常務取締役 当社取締役、常務執行役員 当社取締役、副社長執行役員、社 長室長(現職)	(注) 3	56
取締役 副社長 執行役員 (代表取締役)	取締役社長 補佐、技術 本部長及び 情報システム 担当、その 他社長特 命事項担当	青木 素直	昭和22年11月21日生	昭和47年4月 平成12年6月 同 15年6月 同 17年1月 同 17年6月 同 18年4月 同 21年4月	当社入社 当社技術本部高砂研究所長 当社取締役、技術本部高砂研究所 長 当社取締役、技術本部長 当社取締役、執行役員、技術本部 長 当社取締役、常務執行役員、技術 本部長 当社取締役、副社長執行役員、技 術本部長(現職)	(注) 3	32

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 常務執行役員 (代表取締役)	内部監査、CSR推進、総務、法務及び人事担当	安 田 勝 彦	昭和22年3月17日生	昭和45年4月 平成12年6月 同 13年4月 同 14年4月 同 17年6月 同 18年4月 同 20年4月 同 20年6月	当社入社 当社名古屋航空宇宙システム製作所副所長 当社名古屋誘導推進システム製作所副所長 当社総務部長 当社執行役員、総務部長 当社執行役員、常務補佐 当社常務執行役員 当社取締役、常務執行役員(現職)	(注) 3	90
取締役 常務執行役員 (代表取締役)	原子力事業本部長	澤 明	昭和23年4月20日生	昭和46年4月 平成13年4月 同 16年4月 同 17年6月 同 20年4月 同 20年6月	当社入社 当社神戸造船所副所長 当社神戸造船所長 当社執行役員、神戸造船所長 当社常務執行役員、原子力事業本部長 当社取締役、常務執行役員、原子力事業本部長(現職)	(注) 3	32
取締役 常務執行役員 (代表取締役)	航空宇宙事業本部長	川 井 昭 陽	昭和23年2月22日生	昭和48年4月 平成14年4月 同 16年4月 同 18年4月 同 20年2月 同 20年4月 同 20年6月	当社入社 当社名古屋誘導推進システム製作所副所長 当社名古屋誘導推進システム製作所長 当社執行役員、名古屋誘導推進システム製作所長 当社執行役員、航空宇宙事業本部長 当社常務執行役員、航空宇宙事業本部長 当社取締役、常務執行役員、航空宇宙事業本部長(現職)	(注) 3	33
取締役 常務執行役員 (代表取締役)	機械・鉄構事業本部長	宮 永 俊 一	昭和23年4月27日生	昭和47年4月 平成11年10月 同 12年10月 同 14年4月 同 18年4月 同 18年5月 同 20年4月 同 20年6月	当社入社 当社機械事業本部重機械部長 エムエイチアイ日立製鉄機械株式会社取締役社長 三菱日立製鉄機械株式会社取締役社長 当社執行役員、機械事業本部副事業本部長 当社執行役員、機械・鉄構事業本部副事業本部長 当社常務執行役員、機械・鉄構事業本部長 当社取締役、常務執行役員、機械・鉄構事業本部長(現職)	(注) 3	49
取締役 常務執行役員 (代表取締役)	原動機事業本部長	佃 嘉 章	昭和23年4月21日生	昭和49年4月 平成13年4月 同 14年4月 同 16年4月 同 18年4月 同 19年4月 同 20年4月 同 20年6月	当社入社 当社高砂製作所副所長 当社高砂製作所タービン統括部長 当社高砂製作所長 当社原動機事業本部副事業本部長 当社執行役員、原動機事業本部副事業本部長 当社常務執行役員、原動機事業本部長 当社取締役、常務執行役員、原動機事業本部長(現職)	(注) 3	46

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 常務執行役員 (代表取締役)	経理、資金及び資材担当	河本 雄二郎	昭和25年3月15日生	昭和48年4月 平成14年4月 同 17年4月 同 19年4月 同 21年4月 同 21年6月	当社入社 当社戸造船所副所長 当社経理部長 当社執行役員、経理部長 当社常務執行役員 当社取締役、常務執行役員(現職) 三菱自動車工業株式会社監査役兼務(現職)	(注) 3	16
取締役 常務執行役員 (代表取締役)	船舶・海洋事業本部長	原 壽	昭和25年5月8日生	昭和48年4月 平成15年4月 同 17年7月 同 18年4月 同 21年4月 同 22年4月 同 22年6月	当社入社 当社下関造船所副所長 当社下関造船所長 当社執行役員、下関造船所長 当社執行役員、船舶・海洋事業本部副事業本部長 当社常務執行役員、船舶・海洋事業本部長 当社取締役、常務執行役員、船舶・海洋事業本部長(現職)	(注) 3	27
取締役 執行役員	ものづくり革新推進部長	新谷 誠	昭和24年9月27日生	昭和49年4月 平成15年4月 同 17年6月 同 18年4月 同 21年4月 同 21年6月	当社入社 当社広島製作所副所長 当社広島製作所長 当社執行役員、広島製作所長 当社執行役員、ものづくり革新推進部長 当社取締役、執行役員、ものづくり革新推進部長(現職)	(注) 3	22
取締役 執行役員	機械・鉄構事業本部副事業本部長	阿部 孝	昭和24年4月17日生	昭和48年4月 平成15年4月 同 17年4月 同 20年4月 同 21年4月 同 21年6月 同 21年9月 同 22年4月	当社入社 当社名古屋航空宇宙システム製作所副所長 当社社長室企画部長 当社執行役員、社長室企画部長 当社執行役員、社長室副室長兼企画部長 当社取締役、執行役員、社長室副室長兼企画部長 当社取締役、執行役員、社長室副室長 当社取締役、執行役員、機械・鉄構事業本部副事業本部長(現職)	(注) 3	10
取締役 執行役員	汎用機・特車事業本部長	菱川 明	昭和26年9月10日生	昭和51年4月 平成15年6月 同 16年3月 同 19年4月 同 21年4月 同 21年6月	当社入社 V.S.T. Tillers Tractors Limited取締役兼務(現職) 当社汎用機・特車事業本部副事業本部長 当社汎用機・特車事業本部副事業本部長 当社執行役員、汎用機・特車事業本部長 当社取締役、執行役員、汎用機・特車事業本部長(現職) 日本輸送機株式会社取締役兼務(現職)	(注) 3	20
取締役		和田 明広	昭和9年1月3日生	昭和31年4月 同 61年9月 平成2年9月 同 4年9月 同 6年9月 同 11年6月 同 17年6月 同 21年6月	トヨタ自動車工業株式会社入社 トヨタ自動車株式会社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 同社取締役副社長 アイシン精機株式会社取締役会長 同社相談役 当社取締役兼務(現職) アイシン精機株式会社顧問・技監(現職)	(注) 3	43

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	坂 本 吉 弘	昭和13年10月4日生		昭和37年4月 平成3年6月 同 4年6月 同 5年6月 同 6年12月 同 8年8月 同 10年10月 同 15年6月 同 16年6月 同 18年4月 同 19年4月 同 19年6月	通商産業省入省 同省基礎産業局長 同省機械情報産業局長 同省通商政策局長 同省通商産業審議官 同省顧問 財団法人日本エネルギー経済研究所理事長 アラビア石油株式会社代表取締役社長 AO Cホールディングス株式会社代表取締役社長 同社代表取締役社長退任 アラビア石油株式会社代表取締役社長退任 当社顧問 当社取締役(現職)	(注) 3	9
取締役	小 島 順 彦	昭和16年10月15日生		昭和40年5月 平成7年6月 同 9年4月 同 13年4月 同 13年6月 同 16年4月 同 22年6月	三菱商事株式会社入社 同社取締役 同社常務取締役 同社取締役副社長 同社取締役、副社長執行役員 同社取締役社長 同社取締役会長(現職) 当社取締役兼務(現職)	(注) 3	3
監査役 (常勤監査役)	中 本 興 伸	昭和27年1月7日生		昭和49年4月 平成14年4月 同 17年7月 同 19年6月	当社入社 当社人事部長 当社内部監査室長 当社監査役(現職) 株式会社東洋製作所監査役兼務 (現職)	(注) 4	39
監査役 (常勤監査役)	八 坂 直 樹	昭和25年11月11日生		昭和48年4月 平成16年4月 同 20年4月 同 20年6月	当社入社 当社資金部長 当社資金部調査役 当社監査役(現職)	(注) 5	8
監査役	中 野 豊 士	昭和10年12月16日生		昭和34年4月 同 62年6月 同 63年6月 平成2年6月 同 5年6月 同 7年6月 同 11年6月 同 15年6月 同 16年4月 同 17年10月	三菱信託銀行株式会社入社 同社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 同社取締役副社長 同社取締役社長 同社取締役会長 当社監査役兼務(現職) 三菱信託銀行株式会社最高顧問 三菱UFJ信託銀行株式会社最高顧問(現職)	(注) 4	17
監査役	野 村 吉 三 郎	昭和9年6月10日生		昭和34年4月 同 58年6月 平成3年6月 同 5年6月 同 9年6月 同 13年4月 同 17年4月 同 17年6月	全日本空輸株式会社入社 同社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 同社取締役社長 同社取締役会長 同社最高顧問(現職) 当社監査役兼務(現職)	(注) 6	13

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
監査役		畔柳信雄	昭和16年12月18日生	昭和40年4月 平成4年6月 同 8年4月 同 8年6月 同 13年6月 同 14年6月 同 15年6月 同 16年6月 同 17年10月 同 18年1月 同 20年4月 同 21年6月 同 22年4月	株式会社三三菱銀行入行 同行取締役 株式会社東京三三菱銀行取締役 同行常務取締役 同行常務執行役員 同行副頭取 株式会社三三菱東京フィナンシャル・グループ取締役兼務 株式会社東京三三菱銀行頭取 株式会社三三菱東京フィナンシャル・グループ取締役社長 株式会社三三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役社長 株式会社三三菱東京UFJ銀行頭取 同行取締役会長(現職) 当社監査役兼務(現職) 株式会社三三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役(現職)	(注) 6	1
計							894

- (注) 1. 取締役和田明広、坂本吉弘及び小島順彦は、会社法第2条第15号に定める社外取締役である。
2. 監査役中野豊士、野村吉三郎及び畔柳信雄は、会社法第2条第16号に定める社外監査役である。
3. 取締役の任期は、平成22年6月24日開催の定時株主総会における選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。
4. 監査役中本興伸及び中野豊士の任期は、平成19年6月27日開催の定時株主総会における選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。
5. 監査役八坂直樹の任期は、平成20年6月26日開催の定時株主総会における選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。
6. 監査役野村吉三郎及び畔柳信雄の任期は、平成21年6月25日開催の定時株主総会における選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。
7. 当社は、執行役員制を導入している。

(御参考) 平成22年6月24日現在の執行役員の陣容は次のとおりである。

地位	氏名	担当業務
*取締役社長	大宮 英明	
*副社長執行役員	福江 一郎	ものづくり革新推進担当、エネルギー・環境事業に関する事項
*副社長執行役員	菅 宏	社長室長
*副社長執行役員	青木 素直	技術本部長及び情報システム担当
*常務執行役員	安田 勝彦	内部監査、CSR推進、総務、法務及び人事担当
*常務執行役員	澤 明	原子力事業本部長
*常務執行役員	川井 昭陽	航空宇宙事業本部長
*常務執行役員	宮永 俊一	機械・鉄構事業本部長
*常務執行役員	佃 嘉章	原動機事業本部長
*常務執行役員	河本 雄二郎	経理、資金及び資材担当
*常務執行役員	原 壽	船舶・海洋事業本部長
*執行役員	新谷 誠	ものづくり革新推進部長
*執行役員	阿部 孝	機械・鉄構事業本部副事業本部長
*執行役員	菱川 明	汎用機・特車事業本部長
執行役員	渡部 健	機械・鉄構事業本部 紙・印刷機械事業部長
執行役員	西沢 隆人	機械・鉄構事業本部副事業本部長
執行役員	伏屋 紀昭	原動機事業本部副事業本部長 兼 再生エネルギー事業部長
執行役員	和仁 正文	原動機事業本部副事業本部長
執行役員	前川 篤	原動機事業本部副事業本部長
執行役員	山内 澄	Mitsubishi Nuclear Energy Systems Inc. 社長
執行役員	正森 滋郎	神戸造船所長
執行役員	吉田 慎一	名古屋航空宇宙システム製作所長
執行役員	平本 康治	原動機事業本部副事業本部長 兼 プラント事業部長
執行役員	小林 孝	航空宇宙事業本部副事業本部長
執行役員	岩松 茂喜	Mitsubishi Turbocharger Asia Co., Ltd. 社長
執行役員	児玉 敏雄	技術本部副本部長
執行役員	堀口 幸範	海外戦略本部長
執行役員	有原 正彦	冷熱事業本部長
執行役員	矢神 俊郎	総務部長
執行役員	須藤 俊	原子力事業本部副事業本部長
執行役員	水谷 久和	航空宇宙事業本部副事業本部長
執行役員	鯨井 洋一	機械・鉄構事業本部機械事業部長
執行役員	相馬 和夫	長崎造船所長
執行役員	藤原 彰彦	工作機械事業部長
執行役員	松村 栄人	船舶・海洋事業本部副事業本部長
執行役員	山崎 育邦	機械・鉄構事業本部調査役 兼 三菱日立製鉄機械株式会社取締役社長

(注) \*印の各氏は、取締役を兼務している。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ア. 基本的な考え方

当社は、顧客第一の信念に立ちつつ、責任ある企業として全てのステークホルダーに配慮した経営を行っている。

また、経営の効率性向上とコンプライアンスの強化を図るため、激変する経済環境にいち早く対応し合理的な意思決定を行う経営システムの革新に努めるとともに、公正で健全な経営の推進に取り組んでいる。また、株主の皆様をはじめ、社外の方々に対する迅速で正確な情報の発信による、経営の透明性向上にも努めている。

#### イ. 各種施策の実施状況等

##### (ア) 企業統治の体制の概要

当社は、取締役会において経営の重要な意思決定、業務の執行の監督を行い、監査役が取締役会等重要会議への出席等を通じて取締役の職務の執行を監査する監査役会設置会社である。

提出日現在、取締役18名中3名を社外から選任し、社外取締役として当社経営に有益な意見や率直な指摘をいただくことにより、経営監督機能の強化に努めている。また、業務執行に関する重要事項の審議機関として経営会議を置き、社長を中心とする業務執行体制の中で合議制により審議することで、より適切な経営判断及び業務の執行が可能となる体制を採っている。

なお、当社経営の健全性・透明性をより向上させるとともに、効率性・機動性を高めることを狙いとして、平成17年6月にコーポレート・ガバナンス体制を見直し、運用している。その主な内容は、社外役員の増員、取締役数のスリム化及び取締役の任期短縮並びに執行役員制の導入である。これにより、取締役会の監督機能の強化を図るとともに、経営上の重要事項の決定及び会社経営全般の監督を担う取締役と業務執行を担う執行役員の役割と責任を明確化した。

## (イ) 内部統制システムの整備状況

当社は法令に従い、業務の適正を確保するための体制の整備について取締役会で決議し、公正で健全な経営の推進に努めている。この決議の概要は、次のとおりである。

### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は法令を遵守し社会規範や企業倫理を重視した公正・誠実な事業活動を行うことを基本理念とし、取締役は自ら率先してその実現に努める。
- (2) 取締役会は、取締役から付議・報告される事項についての討議を尽くし、経営の健全性と効率性の両面から監督する。また、社外役員の意見を得て監督の客観性と有効性を高める。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書管理の基本的事項を社規に定め、取締役の職務執行に係る情報を適切に記録し、保存・管理する。
- (2) 上記の情報は、取締役及び監査役が取締役の職務執行を監督・監査するために必要と認めるときは、いつでも閲覧できるものとする。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 各種リスクを適切に管理するため、リスクの類型に応じた管理体制を整備し、管理責任の明確化を図るものとする。
- (2) リスクを定期的に評価・分析し、必要な回避策又は低減策を講じるとともに、内部監査によりその実効性と妥当性を監査し、定期的に取締役会に報告するものとする。
- (3) 重大リスクが顕在化した場合に備え、緊急時に迅速かつ的確な対応ができるよう速やかにトップへ情報を伝達する手段を確保し、また各事業部門に危機管理責任者を配置する。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

- (1) 取締役会で事業計画を策定して、全社的な経営方針・経営目標を設定し、社長を中心とする業務執行体制で目標の達成に当たる。
- (2) 経営目標を効率的に達成するため、組織編成、業務分掌及び指揮命令系統等を社規に定める。

### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス委員会をはじめとした組織体制を整備し、社員行動指針の制定や各種研修の実施等を通じて社員の意識徹底に努める。
- (2) 内部通報制度などコンプライアンスの実効性を高めるための仕組みを整備するほか、コンプライアンスへの取組状況について内部監査を実施し、取締役会に報告する。

### 6. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社社長が経営責任を担い独立企業として自主運営を行うとともに、当社グループ全体が健全で効率的な経営を行い連結業績向上に資するよう、当社とグループ会社間の管理責任体制、運営要領を定め、グループ会社を支援・指導する。
- (2) 当社グループ全体として業務の適正を確保するため、コンプライアンスやリスク管理に関する諸施策はグループ会社も含めて推進し、各社の規模や特性に応じた内部統制システムを整備させるとともに、当社の管理責任部門がその状況を監査する。
- (3) 当社及び当社グループ会社が各々の財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために必要な組織、規則等を整備する。

### 7. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項 監査役の要請に対応してその円滑な職務遂行を支援するため、監査役室を設置して専属のスタッフを配置する。

### 8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室のスタッフは取締役の指揮命令を受けないものとし、また人事異動・考課等は監査役の同意の下に行うものとして、執行部門からの独立性を確保する。

### 9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役への報告や情報伝達に関しての取り決めを実施するほか、定期的な意見交換などを通じて適切な意思疎通を図る。

### 10. その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

監査役が、社内関係部門及び会計監査人等との意思疎通を図り、情報の収集や調査を行うなど、実効的な監査が行えるよう留意する。

#### (ウ) 内部監査の状況

当社は、内部監査室（23名）を設置し、内部統制システムが有効に機能しているかどうかを、内部監査及び財務報告に係る内部統制の評価により確認している。

内部監査については、内部監査室で各年度の内部監査方針を立案し、社内全部門に対して実施指示を行い、各部門の内部監査実施内容や監査結果等を確認するとともに、特定テーマを対象に特別監査を実施している。また、内部監査室は、コンプライアンスの状況について内部統制部門から定期的に報告を受けている。財務報告に係る内部統制報告制度についても、金融商品取引法に則り適切な対応を図っており、平成21年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であるとの評価結果を得た。

#### (エ) 監査役監査の状況

当社の監査役会は監査役5名で構成されており、このうち過半数の3名が社外監査役である。また、常勤監査役のうち1名は、経理・財務部門における長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者を選任している。各監査役は監査役会で定めた監査の方針、監査計画に従い、取締役会のほか、経営会議や事業計画会議等の重要会議に出席し、経営執行状況の適時的確な把握と監視に努めるとともに、遵法状況の点検・確認、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システムの整備・運用の状況等の監視・検証を通じて、取締役の職務執行が法令・定款に適合し、会社業務が適正に遂行されているかを監査している。

監査役は、内部監査室及び会計監査人と定期的に情報・意見の交換を行うとともに、監査結果の報告受け、会計監査人の監査への立会いなど緊密な連携をとっている。また、監査役はコンプライアンスやリスク管理活動の状況等について内部統制部門から定期的に報告を受けている。こうした監査役の監査業務をサポートするため、監査役室を設けて専任スタッフ（6名）を配置し、監査役の円滑な職務遂行を支援している。

#### (オ) 会計監査の状況

当社は会計監査業務を新日本有限責任監査法人に委嘱しており、当社の会計監査業務を執行した公認会計士（指定有限責任社員・業務執行社員）は上田雅之、石井一郎及び森田祥且の3氏であり、継続監査年数は全員が7年以内である。

また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士14名及び会計士補等27名である。

会計監査人は当社のコーポレート・ガバナンスやコンプライアンスに関する取組み等について、担当役員と定期的に意見交換を行っている。

#### (カ) 社外取締役及び社外監査役

当社は社内の視点に偏らない客観的な立場から経営者や行政官としての豊富な経験や幅広い見識に基づく当社経営に対する助言と監督をいただくため、取締役18名のうち3名、監査役5名のうち3名を社外から選任している。これらの社外取締役及び社外監査役については、当社、当社の関係会社及び当社の主要取引先等における勤務経験や、当社又は当社の関係会社の他の役員等との親族関係等の点で当社からの独立性を損なうような事情はなく、その他、本人と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はないため、当社からの独立性を有していると判断している。

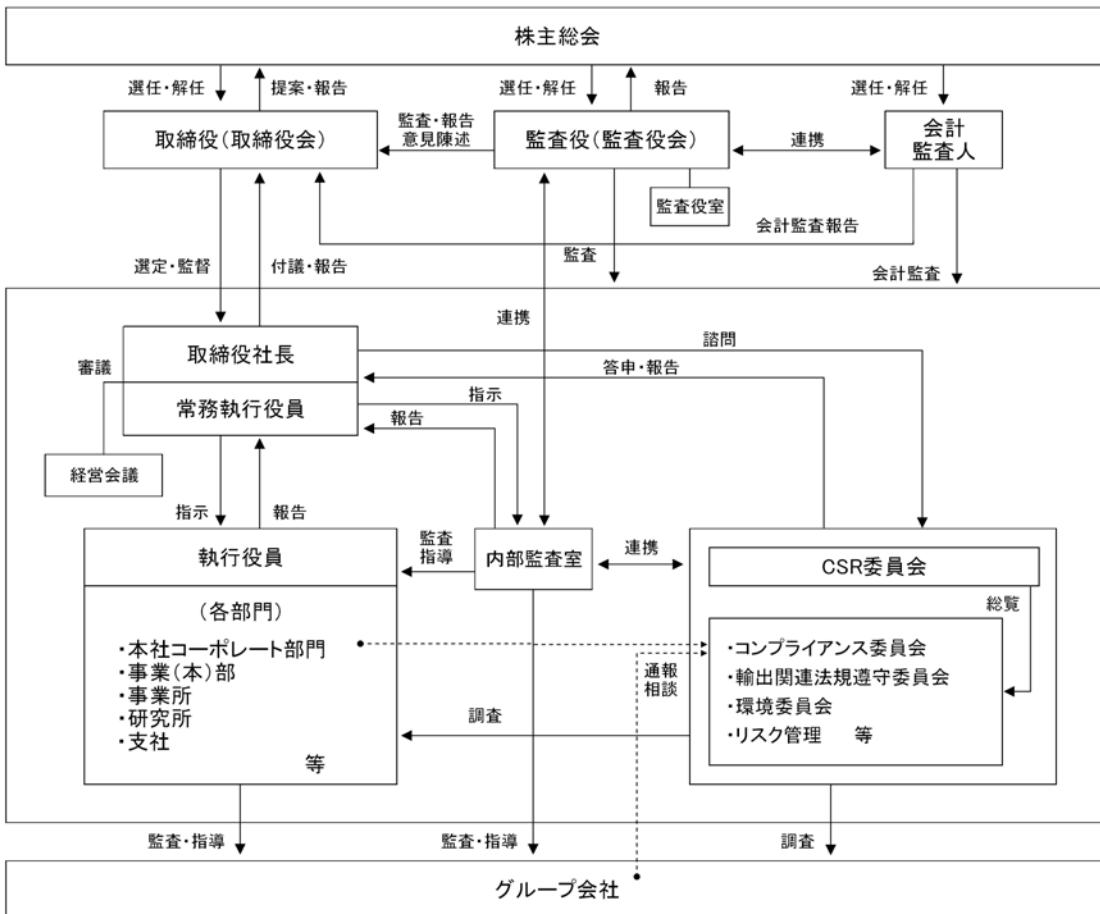
これらの社外取締役及び社外監査役はいずれも経営陣から独立した立場で、経営の監督あるいは監査を行っている。また、取締役会においてコンプライアンスやリスク管理等を含む内部統制システムの整備・運用状況及び内部監査結果の報告を受け、適宜意見を述べている。特に社外監査役は常勤監査役、内部監査部門及び会計監査人と連携を取って実効的な監査を行うとともに、定期的に取締役と意見交換を行っている。これらにより、当社は経営の健全性・適正性の確保に努めている。

なお、当社は、社外取締役及び社外監査役の各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結している。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額である。

#### (キ) 現状の企業統治の体制を採用する理由

当社では、前記（ア）～（カ）に述べた取組みにより、経営に対する監督・監査機能の強化を十分に図ることができると判断しているため、継続して監査役会設置会社制度を採用している。

なお、当社コーポレート・ガバナンス体制についての模式図（内部統制システムの概要を含む。）は次のとおりである。



#### ウ. 役員の報酬等

##### (ア) 役員の報酬等の額

役員区分	対象となる役員の員数(人)	報酬等の種類別の総額(百万円)			報酬等の総額(百万円)
		基本報酬	業績連動型報酬	ストックオプション	
取締役 (社外取締役を除く)	20	658	184	219	1,062
監査役 (社外監査役を除く)	2	66	14	—	81
社外役員	7	76	—	—	76

- (注) 1. 員数には、当事業年度中に退任した取締役4人及び監査役1人を含み、それぞれ、役員区分「取締役(社外取締役を除く)」及び「社外役員」に記載している。
2. 業績連動型報酬には、前事業年度で報酬額として開示した額(支給見込額)と実支給額の差額を含めて記載している。
3. ストックオプションには、いわゆる株式報酬型ストックオプションとして発行した新株予約権の会計上の費用計上額を記載している。
4. 基本報酬及び業績連動型報酬に係る金銭報酬支給限度額は、取締役が一事業年度当たり1,200百万円、監査役が一事業年度当たり160百万円である(平成18年6月28日第81回定時株主総会決議)。
5. 株式報酬型ストックオプションに係る、社外取締役を除く取締役に対する一事業年度当たりの新株予約権発行価額総額の限度額は300百万円である(平成19年6月27日第82回定時株主総会決議)。
6. 退職慰労金制度は、平成18年6月28日開催の第81回定時株主総会終結の時をもって廃止している。
7. 役員区分「取締役(社外取締役を除く)」には、取締役 佃和夫氏及び取締役 大宮英明氏の報酬等各119百万円(基本報酬71百万円、業績連動型報酬21百万円、ストックオプション26百万円)を含む。なお、両氏に主要な連結子会社の役員としての報酬等はない。

(イ) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

①取締役

取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、取締役会で定めている。

社外取締役を除く取締役の報酬は、業績の反映及び株主との価値共有という観点から、基本報酬、業績連動型報酬及び株式報酬型ストックオプションにより構成される。

社外取締役には、社外の立場から客観的な御意見や御指摘をいただくことを期待しており、その立場に鑑み、基本報酬のみを支給している。

報酬の水準については、他社状況等も勘案した適切なものとしている。

・基本報酬

取締役の役位及び職務の内容を勘案し、相応な金額を決定している。

なお、社外取締役の報酬は、相応な固定報酬としている。

・業績連動型報酬

連結業績を踏まえ、取締役の役位及び職責に応じた貢献等も勘案して決定している。

・株式報酬型ストックオプション

当社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることを目的として、取締役の役位及び職責に応じた貢献等を勘案し、都度の取締役会決議に基づき付与している。

②監査役

監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、監査役の協議により定めている。

社外監査役を除く監査役の報酬は、基本報酬及び業績反映の観点からの業績連動型報酬により構成される。

社外監査役には、社外の立場から客観的な御意見や御指摘をいただくことを期待しており、その立場に鑑み、基本報酬のみを支給している。

報酬の水準については、他社状況等も勘案した適切なものとしている。

・基本報酬

常勤監査役及び社外監査役の職務の内容を勘案し、相応な固定報酬としている。

・業績連動型報酬

連結業績等を勘案して決定している。

エ. 取締役の定員

当社は、取締役の定員を40名以内とする旨、定款に定めている。

オ. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する旨及び選任決議は累積投票によらない旨、定款に定めている。

カ. 自己株式の取得

当社は、経営状況・財産状況、その他の事情に応じて、機動的に自己の株式を取得することができるようするため、会社法第165条第2項の規定に従い、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款に定めている。

キ. 役員の責任免除

(ア) 取締役の責任免除

当社は、取締役がその職務を行うに当たり、各人の職責を十分に果たすことができるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議によって、法令が定める額を限度として、免除することができる旨、定款に定めている。

(イ) 監査役の責任免除

当社は、監査役がその職務を行うに当たり、各人の職責を十分に果たすことができるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議によって、法令が定める額を限度として、免除することができる旨、定款に定めている。

ク. 中間配当金

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって、毎年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録されている最終の株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の剩余金の配当（中間配当金）をすることができる旨、定款に定めている。

ケ. 株主総会の特別決議要件を変更した内容及びその理由

当社は、株主総会の特別決議を適時かつ円滑に行えるようにするため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行う旨、定款に定めている。

コ. 株式の保有状況

(ア) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

331銘柄 171,624百万円

(イ) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
ジェイ エフ イー ホールディングス㈱	4,214	15,866	鉄鋼素材等に係る取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
関西電力㈱	5,995	12,841	原動機部門等に係る取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
旭硝子(㈱)	10,227	10,769	原材料等に係る取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
東海旅客鉄道(㈱)	15	10,554	機械・鉄構部門等に係る取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
(㈱)ニコン	4,828	9,853	中量産品部門等に係る取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
九州電力(㈱)	3,975	8,089	原動機部門等に係る取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
新日本製鐵(㈱)	15,576	5,716	鉄鋼素材等に係る取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
(㈱)日本製鋼所	5,031	5,388	鍛鍛鋼品等に係る取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
三菱マテリアル(㈱)	19,210	5,167	特殊合金等に係る取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
東レ(㈱)	8,141	4,444	複合材等に係る取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
スズキ(㈱)	2,038	4,203	中量産品部門等に係る取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
東日本旅客鉄道(㈱)	645	4,192	機械・鉄構部門等に係る取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
中部電力(㈱)	1,724	4,029	原動機部門等に係る取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
新日本石油(㈱)	6,688	3,150	石油製品等に係る取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
(㈱)商船三井	4,118	2,763	船舶・海洋部門等に係る取引関係の維持・強化等を目的として保有している。
日本原燃(㈱)	267	2,666	原動機部門等に係る取引関係の維持・強化等を目的として保有している。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	186	3	185	10
連結子会社	132	—	99	—
計	319	3	284	10

② 【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度において、当社の在外子会社17社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst & Youngグループに対し監査証明業務及びその他の業務を委嘱しており、前連結会計年度におけるこれらの業務に対する報酬の合計額は479百万円である。

当連結会計年度において、当社の在外子会社24社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst & Youngグループに対し監査証明業務及びその他の業務を委嘱しており、当連結会計年度におけるこれらの業務に対する報酬の合計額は442百万円である。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度における当社の監査公認会計士等に対する非監査業務の内容は、財務報告に係る内部統制の整備に関する助言業務その他の業務である。

当連結会計年度における当社の監査公認会計士等に対する非監査業務の内容は、国際財務報告基準の適用検討に係る助言業務その他の業務である。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬については、その決定方針に関しての特段の規程は定めていないが、監査計画に基づき監査日数及び監査単価の妥当性を検証し、監査役会の同意を得て決定している。